

## 広域的景観形成にあたっての景観法活用上の課題

基礎的地方公共団体である市町村が中心的な役割を担う景観行政であるが、広域的景観形成にあたっては、複数地方公共団体が関係するがゆえの課題がある。

### 検討の実施 (H22～H23)

学識経験者及び地方公共団体の景観行政担当者が構成される懇談会※を設置して以下の調査を通じて検討。

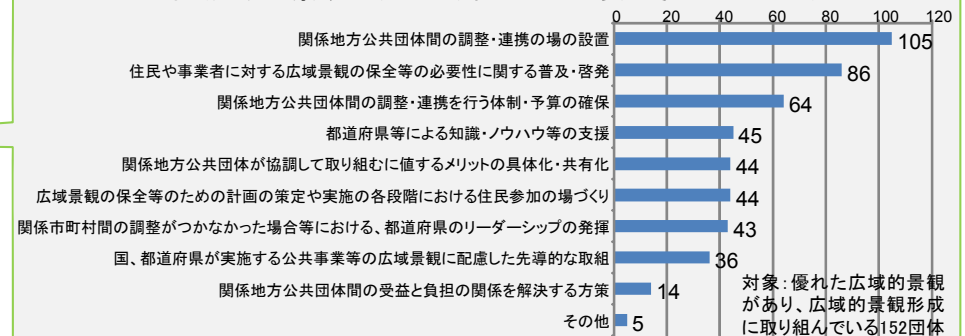
- 先行して広域的景観の形成に取り組む地方公共団体の取組状況の把握調査
- 全国地方公共団体を対象としたアンケート調査

※良好な景観形成検討懇談会

下記学識経験者と行政委員（滋賀県、小田原市、各務原市）により構成。

- 委員長 卯月 盛夫 早稲田大学教授
- 委員 北村 喜宣 上智大学教授
- 委員 小浦 久子 大阪大学准教授
- 委員 中井 検裕 東京工業大学教授
- 委員 福井 恒明 東京大学大学院特任准教授

### <アンケート例(広域的景観形成に取り組む上で必要と考えられること)>



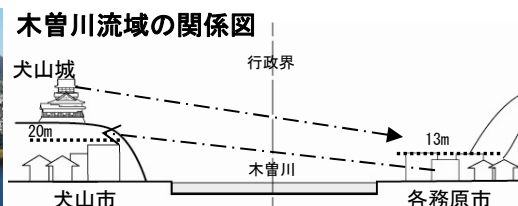
## 論点① 広域的景観に関係する複数の地方公共団体間で、いかに連携協調を図るか

### 地方公共団体間の連携協調方策

広域的景観形成の意義等を共有することによって、双方向の関係等を十分に意識し、連携強調して取り組むことが重要。

#### ■木曽川流域の事例

平成15年に犬山城対岸において持ち上がった14階建(高さ約42m)のマンション計画に対し、犬山市から各務原市へ、景観配慮を要請。その後、双方向の関係意識が醸成され、木曽川沿岸を連続した広域的景観として捉えた木曽川景観基本計画が平成18年に両市共同で策定された。同基本計画は両市の景観計画に反映され、両市ともに高さ規制が実施されている。



## 論点② 都道府県がいかに適切にその役割を果たすか

### 都道府県の役割

広域行政の主体である都道府県には、広域的景観に対するスタンスに応じた様々な役割が期待される。

#### ■スタンスに応じた都道府県の役割

- ①自ら規制誘導する場合
  - 法定景観計画や自主条例による規制・誘導等の実施等
- ②自らは規制誘導せず、市町村の景観計画策定を支援する場合
  - 広域的景観形成のビジョンの提示/景観重要公共施設の設定の協力等
- ③共通
  - 景観協議会等の場づくり/市町村に対する景観形成に関する情報・ノウハウの提供等